

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議会の議決事件)</p> <p>第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、<u>亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第 号）第2条第3号に規定する基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。</u></p>	<p>(議会の議決事件)</p> <p>第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件<u>について</u>は、次のとおり <u>とする。</u></p> <p>(1) <u>地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の法第2条第4項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の変更（軽微なものを除く。）又は廃止</u></p> <p>(2) <u>基本構想に基づく基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止</u></p>